令和3年分

確定申告と市・県民税申告

申告書作成はスマホ・パソコン、提出は送信・郵送でお願いします

問い合わせ　確定申告について　伊丹税務署 ☎072(779)6121　市・県民税の申告について　市民税課 ☎072(740)1132

確定申告

スマホ・パソコンでの申告が便利です

確定申告を現在受け付けています。

対象は所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税（個人事業者）、贈与税。

確定申告書はスマートフォンやパソコンを使うと、いつでも待ち時間なく作成できます。提出はe-Taxでの送信や郵送でお願いします。

詳しくは、国税庁のホームページ🌐https://www.keisan.nta.go.jp/kyoutu/ky/smsp/top#bsctrl（左の2次元コードからアクセス可）か伊丹税務署☎072(779)6121へ。

確定申告の会場について

確定申告の相談・受け付けを、下記の通り伊丹税務署とSRビル伊丹1階で行います。

会場周辺には、専用の駐車場や駐輪場がありません。来場時は、公共交通機関を利用してください。

入場には整理券が必要です

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、収容人数を制限しています。待ち時間が長くなる場合がありますので、ご了承ください。

また、入場には、整理券が必要です。

整理券は、当日配付する他、LINEを通じたオンラインでの事前発行（左の2次元コードからアクセス可）も行っています。

配付状況によっては、後日の来場となる場合もありますので、ご了承ください。

確定申告の受付会場

伊丹税務署　〒664-0898 伊丹市千僧1－47－3

～2月15日㈫の平日の午前9時─午後4時

SRビル伊丹1階　〒664-0851 伊丹市中央3－1－17

2月16日㈬～3月15日㈫の平日と
2月20日㈰・27日㈰の午前9時─午後4時
※昨年の会場とは異なります

市内会場の受け付けは中止

4年は、市内で確定申告の受け付けを行いません。伊丹税務署やSRビル伊丹に行くのが難しい場合は、e-Taxか郵送で伊丹税務署に提出してください。郵送の提出で申告書の控えを希望する人は、確定申告書を郵送する際に返信用封筒を同封してください。

市・県民税申告

申告書が届かなくても申告が要る場合があります

4年に市・県民税の申告が必要と思われる人に対し、2月上旬までに申告書を発送します。なお、申告書が届いた場合でも、4年に所得税及び復興特別所得税の確定申告をする人は、申告不要です。

また、申告書が届かない場合でも、市・県民税の申告が必要な場合があります。詳しくは市ホームページ（左の2次元コードからアクセス可）か市民税課へ。

オンラインの申告書作成と郵送の提出にご協力を

市・県民税の申告書は、オンラインで作成できます。詳しくは市ホームページ（下の2次元コードからアクセス可）へ。

感染予防のため、申告書の郵送提出にご協力ください。窓口提出は地区ごとに期間を決めて受け付けます（下表）。

なお、確定申告の相談や受け付けは行っていません。

6月中旬までに申告が必要な場合があります

市・県民税納税通知書が届く6月中旬までに申告しないと、控除などが適用されない場合があります。詳しくは市ホームページ（左の2次元コードからアクセス可）で確認してください。

市・県民税申告の受け付け

対象者（住所別）	受け付け日時	場所
3年に収入があった人 ①〒666-00XXの地域と満願寺町 ②〒666-01XXの地域と市外 ③市内全域	①2月1日㈫～14日㈪の平日 ②2月15日㈫～28日㈪の平日 ③2月20日㈰・27日㈰と3月1日㈫～15日㈫の平日 いずれも午前9時─午後5時	市役所2階の市民税課
3年に収入がなかった人（市内全域）	2月7日㈪～3月15日㈫の平日 午前9時─午後5時	同1階の国民健康保険課か医療助成・年金課

申告方法で算定対象が変わります

国民健康保険・後期高齢者医療制度加入者の皆さんへ

配当所得・株式譲渡所得などは申告方法を選べます。

▶源泉徴収のみで納税を終わらせる

保険税（料）の算定対象となりません。

▶確定申告を行う

保険税（料）や高額療養費自己負担限度額などの算定対象となります。ただし、確定申告書第二表・住民税に関する事項の「特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要」欄に記載すれば算定対象外になります。一部を算定対象とする人は、市・県民税納税通知書の発送（6月）までに市民税課に申出書を提出してください。

問い合わせ　国民健康保険課 ☎072(740)1170　医療助成・年金課 ☎072(740)1108

負担軽減

医療や介護で支払いのあった人は確認を

限度額を超えた差額が戻ってきます

問い合わせ　国民健康保険について　国民健康保険課給付担当　☎072(740)2006
後期高齢者医療制度について　県後期高齢者医療広域連合　☎078(326)2023

費用の支給には申請が必要です

国民健康保険と後期高齢者医療制度で、2年8月1日～3年7月31日の医療と介護の自己負担額の合計が、年間の自己負担限度額（12ページの表）を超えた場合、申請すると同負担額と同限度額の差額が後から支給されます（高額医療・高額介護合算療養費）。

同限度額を超えた金額が500円以下の場合は支給の対象となりません。申請期限は5年7月31日㈪です。

なお、高額療養費の支給がある場合は、その支給額を自己負担額から差し引いた金額と、年間の自己負担限度額との差額を支給します。

また、住民票上同じ世帯でも、加入している健康保険（国民健康保険、後期高齢者医療制度、共済組合など）が異なる場合は別世帯となり、自己負担額を合算できないので注意してください。

対象者には申請の案内を送付します

国民健康保険の対象者には2月下旬、後期高齢者医療制度の対象者には3月上旬に、申請の案内を送付予定です。申請書に必要事項を書き、郵送で提出してください。

ただし、対象期間中に加入保険が変わっている場合は、案内ができません。自己負担の合計額が高額になっていると思われる場合は、問い合わせてください。

国民健康保険加入者は国民健康保険課給付担当☎072(740)2006へ。

後期高齢者医療保険加入者は県後期高齢者医療広域連合☎078(326)2023へ。

70歳未満の国保加入者の自己負担限度額（年額）

所得区分（3年7月31日時点）	限度額
基礎控除後の所得合計が901万円超の世帯	212万円
基礎控除後の所得合計が600万円超901万円以下の世帯	141万円
基礎控除後の所得合計が210万円超600万円以下の世帯	67万円
基礎控除後の所得合計が210万円以下の世帯	60万円
世帯主と国保加入者全員が住民税非課税の世帯	34万円

※合計する所得は世帯内の国保加入者全員分

70歳以上の国保・後期高齢者医療加入者の自己負担限度額（年額）

所得区分（3年7月31日時点）	限度額
（国保）住民税課税標準額が690万円以上の70歳以上の国保加入者がいる世帯 （後期）住民税課税標準額が690万円以上の後期高齢者医療加入者がいる世帯	212万円
（国保）住民税課税標準額が380万円以上690万円未満で70歳以上の国保加入者がいる世帯 （後期）住民税課税標準額が380万円以上690万円未満の後期高齢者医療加入者がいる世帯	141万円
（国保）住民税課税標準額が145万円以上380万円未満で70歳以上の国保加入者がいる世帯 （後期）住民税課税標準額が145万円以上380万円未満の後期高齢者医療加入者がいる世帯	67万円
（国保）世帯主と国保加入者全員が住民税非課税の世帯 （後期）世帯全員が住民税非課税の世帯	31万円
（国保）世帯主と国保加入者全員が住民税非課税で、必要経費と控除を差し引いた所得が0円の世帯 （後期）世帯全員が住民税非課税で必要経費と控除を差し引いた所得が0円の世帯	19万円
（国保・後期）上記以外	56万円